

議案第 2 号

令和 2 年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

令和 2 年度教科用図書長生採択地区協議会規約を次のように制定することを承認する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

令和 2 年度教科用図書長生採択地区協議会規約

(目 的)

第 1 条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第 1 3 条第 4 項の規定に基づき、長生採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 協議会は、教科用図書長生採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町村の教育委員会)

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 茂原市教育委員会
- (2) 一宮町教育委員会
- (3) 白子町教育委員会
- (4) 長柄町教育委員会
- (5) 長南町教育委員会
- (6) 睦沢町教育委員会
- (7) 長生村教育委員会

(協議会の組織等)

第4条 協議会委員は22名以内とし、その選出区分ごとの人員は次のとおりとする。

(1) 関係市町村教育委員会の教育長 7名

(2) 関係市町村教育委員会ごとに当該教育委員の中から1名ずつ選出された委員 7名

(3) 関係市町村教育委員会が選出した校長・教員、保護者及び有識者 8名以内

2 前項第3号の委員は、協議会規約の実施細目で定める。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、その任期が満了した場合、後任が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

6 選出された委員から、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等」に該当しない旨の誓約書を徴する。

(協議会の事務)

第5条 協議会は、関係市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に関し協議し、連絡調整を行うとともに、協議事項について関係市町村教育委員会へ報告を行うものとする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。

2 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。

(職務代行)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。

(専門調査委員会の設置及び職務等)

第8条 協議会に教科用図書の種目ごとに専門調査委員会を置き、専門調査委員会委員の定数は、会長が別に定める。

2 前項の専門調査委員会委員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者等の中から関係市町村教育委員会の推薦に基づき、協議会の承認を経て、会長が委嘱する。

また、被推薦者から、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者等」に該当しない旨の誓約書を徴する。

3 専門調査委員会ごとに委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。

4 専門調査委員会委員は、会長の命により教科用図書に関する専門的事項を調査研究し、

専門調査委員会委員長は、その結果を会長に報告しなければならない。

- 5 専門調査委員会委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から前項の規定による報告の日までとする。

(事務局及び職員)

第9条 協議会の事務局は、会長の指定する市町村教育委員会事務局内に置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。

- 3 前項に規定する職員は、会長が委嘱する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

(会議の運営等)

第11条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。

- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第12条 教科用図書の選定は、第8条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(経 費)

第13条 協議会の事務の執行に要する費用は、関係市町村教育委員会が負担する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

「教科用図書長生採択地区協議会規約」の実施細目

第1条 教科用図書長生採択地区協議会規約第4条第2項の規定により定める委員及び委員の選出区分は、次のとおりとする。

(1) 校長・教員

被 選 出 者	選出する教育委員会
長生郡市校長会会長の職にある者	被選出者の在籍する小中学校の所在する市町村教育委員会
長生教育研究会会長の職にある者	
長生教育研究会副会長の職にある教頭	
長生教育研究会事務局長の職にある者	

(2) 保護者及び有識者

被 選 出 者	選出する教育委員会
長生郡茂原市PTA連合会の代表者	被選出者の居住する市町村教育委員会
有識者	有識者の居住する市町村教育委員会

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由 令和3年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の7市町村教育委員会が教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各市町村教育委員会会議の議決を経て対応する必要があるため、教科用図書長生採択地区協議会規約の制定を承認するものです。